

21財第1452号
平成22年3月30日

各区役所長
各部長
各委員（会）事務局長
議会事務局長
様

南相馬市長 桜井勝延

平成22年度予算の執行方針について（通知）

平成22年度の地方財政対策については、厳しい地方財政の状況及び現下の経済情勢等を踏まえ、人件費、投資的経費及び一般行政経費の各分野にわたり抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確保し、また、雇用情勢等を踏まえた当面の地域活性化に資する施策等の実施に必要な財源を確保することを基本に、地方交付税を1.1兆円増額するなど、地方主権の確立に向けた取り組みの推進を図るものとした。

本市の平成22年度の財政見通しは、国では景気は緩やかに回復基調にあると見込んでいるが、本市では厳しい社会経済情勢を踏まえ市税収入の減少、扶助費の増加などによる収支不足が見込まれたが、人件費の削減効果や国による地方財政対策の充実などにより回収できたところである。

しかしながら、今後の財政状況を推計すると、更なる収支不足や財政指標の上昇が見込まれているところである。

このことから、事業仕分けの実施による事務事業の見直しなど本格的な財政構造の改善に向けた取り組みが必要となってきた。

平成22年度一般会計当初予算は、市長選挙後間もないことから「骨格予算」として編成し、新規事業や政策的判断を要する経費は、いわゆる「肉付け予算」として、事業仕分け実施後6月以降に追加補正するとしたため、予算総額は対前年度比25億9,741万4千円（9.0%）減少した263億552万2千円となった。（特別会計、企業会計は通常予算を編成）

なお、財政構造改善の観点から「肉付け予算」後も当初の予算編成方針を目指すこととした。

- ・ 予算規模の適正化（270億円台）
- ・ 財政調整基金を取崩さない
- ・ 市債の抑制（プライマリーバランスの確保）
- ・ 平成20年度事業評価結果、議会の決算審査結果を踏まえた対応
（PDCAサイクルの Check・Action の実践）

以上のような財政状況を踏まえ、平成22年度の予算執行に当たっては、これまでの各種住民サービスを維持するとともに、地域協議会やまちづくり委員会を通し、地域のコミュニティの確立や地域の資源を活かした事業を構築し、魅力ある地域づくりに努めること。

また、予算執行に当たっては、ただ漫然と事業を執行するのではなく歳入状況を勘案しながら、事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を改めて見極めること。

さらには、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、財政4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の推移について十分留意するとともに、引き続き健全な財政運営に努め、下記の点に留意し、計画的かつ効果的に執行するよう通知する。

記

1. 総括的事項

- ① 関係法令を遵守し、計上された予算の目的に沿って、執行計画に基づき、適正かつ効率的に執行すること。なお、予算計上済といえども、社会情勢の変化等を十分考慮し効果的に執行すること。
- ② 各部等相互にわたる施策については、常に連携を密にし、情報の共有化を図り事業の円滑な執行に努めること。
- ③ 各部の長は、常に所掌する事務事業の進捗状況と予算の執行状況の把握に努めること。予算の執行計画に比し、遅延している事務事業があるときは、速やかに問題点を究明し、当該事務事業の円滑な推進に努めること。

- ④ 事務事業の見直し等、積極的に行政改革の推進を図ること。
- ⑤ 国・県支出金及び市債に係る事業計画の策定及び変更、後年度の財政負担を伴う継続費、債務負担行為の設定及び覚書等の取り交わしにあたっては、事前に財務課と協議すること。
- ⑥ 歳出予算のうち国県補助金等特定の収入を財源とするものについては、その収入が歳入予算に比べ減少のおそれが生じた時は、直ちに財務課と協議し、適正に対応すること。
- ⑦ 全庁的に配置されているパソコンや文書・財務・電子決裁システム等を十分に活用した効率的な事務処理に努めること。

2. 歳入に関する事項

- ① 歳入の大宗をなす市税については、税負担の公平を期すためにも課税客体の把握に脱漏なきよう留意し、滞納額の解消に努力し、徴収率の向上に努めること。
- ② 行政サービスの対価である使用料及び手数料については、適正な徴収に努めること。
- ③ 国・県支出金については、その確保に万全を期すとともに、前金払・概算払制度があるものについては、これを極力活用し、早期収入に努めること。
- ④ その他の収入については、収入客体を的確に把握し、適時に収入手続きを行い、収入漏れのないよう努めること。

3. 歳出に関する事項

事業の執行に当たっては、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治の理念に基づき、厳正でかつ効率的な執行と経費の節減・合理化になお一層努めること。

なお、各費目の留意事項については同日付け「平成22年度予算の執行について」を参考とされたい。

4. その他

特別会計及び企業会計についても、一般会計に準じて執行すること。

(事務担当：財務課財務係 電話 24-5225 内線 322・323)